

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	就学援助事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

那覇市教育委員会は、就学援助に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

那覇市教育委員会

公表日

令和7年11月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	就学援助事務
②事務の概要	学校教育法第19条及び那覇市就学援助規則第1条に基づき、経済的理由により就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して就学援助を行うものである。 那覇市教育委員会は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）（以下「番号法」という。）及び、那覇市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（令和5年3月23日条例第7号）（以下「那覇市番号条例」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①援助の認定に関する事務 ②援助費の支給に関する事務 ③援助の廃止及び停止に関する事務
③システムの名称	1.学事就学援助システム 2.庁内連携システム 3.あて名システム（番号連携サーバー） 4.中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
就学援助ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・那覇市番号条例第3条 別表第1（8）
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表151の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表151の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	教育委員会 学校教育部 学務課
②所属長の役職名	学務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	那覇市役所 総務部 法制契約課 市政情報センター 〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 電話098-869-8191
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	那覇市教育委員会 学校教育部 学務課 〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 電話098-917-3505
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット紹介を行う際には4情報又は住所を含む3情報による紹介を行うことを厳守している。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は充分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員は、情報政策課による権限の付与とパスワード認証によって限定しており、アクセス権を付与した職員名簿を年度毎に作成し、適切な管理を行っている。また、システムの実操作履歴も記録していることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5.評価実施期間における担当部署	②所属長 学務課長 崎枝 智	②所属長 学務課長 田端 睦子	事後	
平成28年4月1日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	請求先 那覇市役所 総務部 総務課 市政情報センター 〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 TEL098-862-9930	請求先 那覇市役所 市民文化部 市民生活安全課 市政情報センター 〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 TEL098-862-9930	事後	
平成28年4月1日	II しいき値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成26年12月216日	平成28年3月31日	事後	
平成28年4月1日	II しいき値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	平成26年12月216日	平成28年3月31日	事後	
平成31年4月1日	II しいき値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成28年3月31日	平成31年2月28日	事後	
平成31年4月1日	II しいき値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	平成28年3月31日	平成31年2月28日	事後	
平成31年4月1日	I -5.②所属長の役職名	学務課長 田端 睦子	学務課長	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策	-	(項目内容追加)	事後	
令和2年2月1日	II しいき値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成31年2月28日	令和2年2月1日	事後	
令和2年2月1日	II しいき値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年2月28日	令和2年2月1日	事後	
令和2年4月1日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	請求先 那覇市役所 市民文化部 市民生活安全課 市政情報センター 〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 TEL098-862-9930	請求先 那覇市役所 総務部 法制契約課 市政情報センター 〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 TEL098-869-8191	事前	
令和3年9月10日	I -4 ②法令上の根拠	情報提供 番号法第19条第7号 別表第二の26の項・87の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条及び44条 情報照会 番号法第19条7号 別表第二の38の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第24条	情報提供 番号法第19条第8号 別表第二の26の項・87の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条及び44条 情報照会 番号法第19条第8号 別表第二の38の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第24条	事後	
令和7年10月16日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	学校保健安全法第24条及び学校教育法第19条に基づき、経済的理由により就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対する就学援助に係る事務を行う。就学援助の認定業務を行う。	学校教育法第19条及び那覇市就学援助規則第1条に基づき、経済的理由により就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して就学援助を行うものである。 那覇市教育委員会は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)及び、那覇市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(令和5年3月23日条例第7号)(以下「那覇市番号条例」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①援助の認定に関する事務 ②援助費の支給に関する事務 ③援助の廃止及び停止に関する事務	事前	
令和7年10月16日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の27項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第23条	・番号法第9条第2項 ・那覇市番号条例第3条 別表第1(8)	事前	
令和7年10月16日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	情報照会 番号法第19条第8号 別表第二の26の項・87の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条及び44条 情報照会 番号法第19条第8号 別表第二の38の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表151の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表151の項	事前	
令和7年10月16日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年2月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年10月16日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年2月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年10月16日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	接続しない(入手)	十分である	事前	
令和7年10月16日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	-	(項目内容追加)	事前	
令和7年10月16日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	-	(項目内容追加)	事前	